



社福法人の理事等への役員報酬等、透明化が検討 ～役員報酬総額の公表など～

◆厚労省は12月19日の社会保障審議会福祉部会において、社福の理事などの役員報酬について、評議員会が支給基準を定めること、公表すること等を義務付ける方針を示しました。公益財団法人制度を参考に同等の透明性を求めており、2015年度の通常国会で関連法を改正することを目指します。

厚労省の調べによると、社福の理事が役員としての報酬を得ている例は多くはないとのことですが、現行法では法人に支給の水準を定めたり公表することを求めておらず、不当に高額な報酬を得ていると疑われる例もあると考えられることから法改正が行われるようです。部会では厚労省が示した方針が概ね了承されましたが、法人が定めた役員報酬の基準の妥当性についての判断が困難であるとして、厚労省にその指針を示すよう求める意見も見られました。

また役員・近親者等に対する利益供与等について、新会計基準の財務諸表注記は法人関連当事者との取引が1,000万円を超える場合に限定されていますが、この基準額を100万円とする案も出ています。今月16日にも同部会で社福の業務運営・財務運営の在り方について議論されることとなっているようです。

(参考：厚労省HP／福祉新聞)

共済法、一部改正 ～新制度施行に向けて改正～

◆12月19日、福祉医療機構が社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下「共済法」という。）の一部改正についての事務連絡を配付しています。これは、子ども・子育て支援新法の施行に伴う共済法の一部改正、制度の取扱いの変更に関するもので、その主旨・主な内容は以下のとおりです。

1. 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の規定による認可を受けた幼保連携型認定こども園が新たに社会福祉施設とされた
2. 従来社福が経営し、共済契約対象施設等であった保育所又は幼稚園の設置主体の変更に伴って学校法人が譲渡法人となる場合、当該保育所又は幼稚園に従事していた被共済職員の保護の観点から、共済法の規定を適用する特例を設けた
3. 社福が幼保連携型認定こども園の設置主体となる場合、学校法人が経営していた保育所又は幼稚園が当該学校法人に使用されていた職員であって、新たに当該社福に使用される者は、共済契約の被共済職員でないものとする事ができる共済法の適用の特例を設けた

新制度の施行に向けて、いろいろな制度整備が今後も行われていくことが想像されます。

(参考：福祉医療機構HP)

◆厚労省が示した方針◆

<役員報酬について>

- 役員報酬等は定款の定め又は評議員会の決議により決定
- 不当に高額なものとならないよう、理事等に対する報酬等の支給基準を定め、公表を法律上義務付ける
- 理事・監事及び評議員に対する報酬等の適正な水準を担保するため、役員等の区分ごとの報酬総額を公表し、個別の役員等の報酬額は所轄庁への報告事項とする

<関係者への特別の利益供与の禁止等について>

- 特別の利益供与を禁止する規定を法令上明記
- 財務諸表注記の対象となる関連当事者の範囲について、
 - ・当該社福法人を支配する法人若しくは当該社福法人によって支配される法人又は同一の支配法人をもつ法人
 - ・当該社会福祉法人の評議員及びその近親者に係る要件を加える
- 財務諸表注記の「関連当事者との取引内容」の記載対象範囲を「取引額100万円を超える場合」とする

子育て支援関連予算の情報提供 ～新制度の給付・事業の全体像など～

◆12月25日、内閣府・文科省・厚労省の担当課室連名で平成27年度予算編成における子育て支援関連予算に関する情報提供の事務連絡が発出されました。政府予算案の閣議決定は1月中旬頃に予定され、各都道府県・市町村における予算編成作業の参考となるよう、関係府省間で協議し、提供可能な情報を整理したものです。

別添の資料では、延長保育事業の対象児童数の算定方法や単価（案）のほか、一時預かり事業の事業タイプの再編などについて示されています。

新制度に係る予算については必要な財源確保に向けて努力することとし、各市町村の事業計画等を踏まえた待機児童解消加速化プランは予定どおり進め、保育士の処遇改善をはじめとした「質の改善」についてもできる限り適切に対応していくとのことで、各都道府県・市町村にも新制度の円滑な施行のための必要な予算額の確保に努めるよう求めています。

解散総選挙の影響により26年度補正予算も審議・承認が遅れており、こちらも早期の対応が待たれます。

(参考：内閣府HP)

延長保育事業の算定方法（案）

- ①標準時間認定（現行同様）
 - ・各事業所における延長時間区分単価を適用
- ②短時間認定（新規）
 - ・延長時間毎に1人あたり年額単価を設定
 - ・複数の延長時間区分に該当する場合は、要件を満たす最も長い延長時間区分を適用
 - ・補助額算定 @単価×在籍する短時間認定児童数

